

もしも契約してしまっても…

# クーリング・オフ制度

があります

●クーリング・オフって？ 訪問販売や電話勧誘販売等で契約した場合、特定商取引法で定められた契約書面を受け取った日から一定期間内であれば、消費者が一方的に無条件で契約解除できる制度です。

クーリング・オフができる期間	訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）	8日間
	電話勧誘販売	8日間
	連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
	特定継続的役務提供（エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
	業務提供誘引販売取引（内職、モニター商法等）	20日間
	訪問購入	8日間

## ■クーリング・オフ通知の仕方

上記期間内に書面（ハガキなど）で通知します。下記の内容を記載の後、ハガキの表裏両面をコピーし、控えとして保管してください。ハガキは「特定記録郵便」「簡易書留」など記録に残る方法で事業者へ送りましょう。なお、クレジット払いで契約をした場合は、クレジット会社にも併せて通知する必要があります。

### ハガキの書き方の例

223 □□□□□□

群馬県〇〇市

〇〇株式会社

代表者様

▲▲▲

特定記録

クーリング・オフの期間が過ぎてしまった場合でも、契約の解除等ができる場合もありますので、早めにご最寄りの消費生活センターに相談してください。



契約解除通知書

契約年月日 〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇株式会社

営業所担当 〇〇氏

右記日付の契約は解除します。なお、支払済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

〇〇年〇月〇日

〒〇〇〇〇〇〇〇〇

住所 群馬県〇〇市〇〇町〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

# 2022年4月から 成年年齢が引き下げになります!

2022年4月1日から、成年年齢(新成人になる年齢)が20歳から18歳に引き下げられることになりました。成年年齢の見直しは、なんと約140年ぶり! 引き下げによって何が変わるのか、注意することは何か、見ていきましょう。



## 成年年齢の引き下げって、なに?

明治時代から今まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

## 現在未成年の人は、いつ成人するの?

現在未成年の方は、生年月日によって次のように新成人になります。

生年月日	新成人となる日
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
2002年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日



## 成年になると、何が変わるの?

親の同意がなくても、一人で契約ができるようになります。

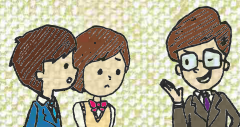
つまり、一人でローンを組んだり、クレジットカードを作ったりできるようになります。

※飲酒、喫煙、公営ギャンブル(競馬・競輪・競艇・オートレース)は20歳までできません。

**注意**

親の同意がなく契約ができるため、

**悪質業者に狙われてしまう!**



18歳、19歳は、「未成年者契約の取り消し※」の対象ではなくなります。

※親の同意なく未成年者が契約をした場合、要件を満たせば取り消しができる。

## ★ここが大切★

- ・未成年のうちから、契約に関する知識を身に付けましょう。
- ・契約をする前に、契約の内容や条件を納得できるまで確認しましょう。
- ・困ったり、不安に感じた時は、迷わずに消費生活センターに相談しましょう。



# 群馬県内の消費生活センター

全 域	<b>群馬県消費生活センター</b>	<b>TEL 027-223-3001</b>
	【群馬県内にお住まいの方】 ※年末年始・日曜日を除く 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 昭和庁舎1階	平日 9:00~16:30 土曜 9:00~12:00、13:00~16:30（電話のみ）
中 部	<b>前橋市消費生活センター</b>	<b>TEL 027-230-1755</b>
	【前橋市にお住まいの方】 〒371-0022 前橋市千代田町二丁目5-5 シーズポート2階	平日 9:00~17:00
	<b>伊勢崎市消費生活センター</b>	<b>TEL 0270-20-7300</b>
	【伊勢崎市にお住まいの方】 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410 伊勢崎市役所本館5階	平日 9:00~16:00
西 部	<b>玉村町消費生活センター</b>	<b>TEL 0270-20-4020</b>
	【玉村町にお住まいの方】 〒370-1132 佐波郡玉村町大字新田227-1 玉村町勤労者センター1階	平日 9:00~17:00
	<b>渋川市消費生活センター</b>	<b>TEL 0279-22-2325</b>
	【渋川市、北群馬郡にお住まいの方】 〒377-8501 渋川市石原6-1 渋川市役所第二庁舎1階	平日 9:00~16:00
東 部	<b>高崎市消費生活センター</b>	<b>TEL 027-327-5155</b>
	【高崎市にお住まいの方】 〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所1階	平日 9:00~16:30
	<b>藤岡市消費生活センター</b>	<b>TEL 0274-20-1133</b>
	【藤岡市、多野郡にお住まいの方】 〒375-8601 藤岡市中業須327 藤岡市役所本庁舎1階	平日 9:00~16:00
東 部	<b>富岡市消費生活センター</b>	<b>TEL 0274-63-6066</b>
	【富岡市、下仁田町、南牧村にお住まいの方】 〒370-2316 富岡市富岡1439-1あい愛プラザ2階	平日 8:30~17:00
	<b>甘楽町消費生活センター</b>	<b>TEL 0274-74-3306</b>
	【甘楽町にお住まいの方】 〒370-2292 甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 甘楽町役場西庁舎1階	平日 9:00~12:00、13:00~17:00
東 部	<b>安中市消費生活センター</b>	<b>TEL 027-382-2228</b>
	【安中市にお住まいの方】 〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所本庁舎敷地内	平日 9:00~16:00
	<b>桐生市消費生活センター</b>	<b>TEL 0277-40-1112</b>
	【桐生市にお住まいの方】 〒376-0045 桐生市末広町13-4 桐生市保健福祉会館4階	平日 9:00~16:00
東 部	<b>みどり市消費生活センター</b>	<b>TEL 0277-76-0987</b>
	【みどり市にお住まいの方】 〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511 みどり市役所大間々庁舎1階	平日 9:00~16:00
	<b>太田市消費生活センター</b>	<b>TEL 0276-30-2220</b>
	【太田市にお住まいの方】 〒373-8718 太田市浜町2-35 太田市役所2階	平日 9:00~16:00
東 部	<b>館林市消費生活センター</b>	<b>TEL 0276-72-9002</b>
	【館林市にお住まいの方】 〒374-0029 館林市仲町5-25市民センター分室1階	平日 9:00~16:00
	<b>板倉町消費生活センター</b>	<b>TEL 0276-82-7830</b>
	【板倉町にお住まいの方】 〒374-0192 邑楽郡板倉町板倉2682-1 板倉町役場2階	平日 9:00~17:00
利 根 吾 妻	<b>明和町消費生活センター</b>	<b>TEL 0276-84-3299</b>
	【明和町にお住まいの方】 〒370-0795 邑楽郡明和町新里250番地1 明和町役場内	平日 9:00~17:00
	<b>大泉町消費生活センター</b>	<b>TEL 0276-63-3511</b>
	【大泉町、千代田町にお住まいの方】 〒370-0595 邑楽郡大泉町日の出55番1号 大泉町役場1階	平日 9:00~16:00
利 根 吾 妻	<b>邑楽町消費生活センター</b>	<b>TEL 0276-47-5047</b>
	【邑楽町にお住まいの方】 〒370-0692 邑楽郡邑楽町大字中野2570-1 邑楽町役場1階	平日 9:00~12:00、13:00~16:00
利 根 吾 妻	<b>沼田市消費生活センター</b>	<b>TEL 0278-20-1500</b>
	【沼田市、利根郡にお住まいの方】 〒378-8501 沼田市下之町888 TERRACE 沼田3階	平日 9:00~12:00、13:00~16:00
利 根 吾 妻	<b>吾妻郡消費生活センター</b>	<b>TEL 0279-75-1166</b>
	【吾妻郡にお住まいの方】 〒377-0425 吾妻郡中之条町大字西中之条135 バイテック文化ホール2階	平日 8:30~12:00、13:00~16:00

**消費者ホットライン 局番なし 1880いや!**

（自動音声で最寄りの消費生活センターをご案内します）

\*本冊子は群馬県から消費者学習啓発用教材制作業務等を委託され、  
高崎商科大学商学部日野勝吾研究室のゼミ生により作成しました。

平成28年3月発行  
（令和3年1月改訂版）

